

岩手県医療局管理規程第9号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約保証金の免除)</p> <p>第203条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 連帯保証人（当該契約から生ずる一切の債務を連帯して負担することを保証する者をいう。）その他契約の相手方が契約を履行することができない場合において当該契約の相手方に代わって契約の内容である業務を完了することを保証する者を立てたとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(契約保証金の免除)</p> <p>第203条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局財務規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。